

17 世紀イギリスの新聞：その書誌学的特徴*

Newsbooks and newspapers in seventeenth-century England: some notes on their bibliography

石 井 健
ISHII Takeshi

はじめに

17 世紀イギリスの新聞を原本のまま所蔵している日本の大学はまず稀である。京都大学総合図書館に『ロンドン・ガゼット』*London gazette*（以下、『ガゼット』と略す）が所蔵されているが、これはもともと同大学経済学部図書室所蔵の上野文庫の一部である。その上野文庫には、他に数タイトルの新聞原本が含まれているが、これらは日本では例外的な存在であろう¹⁾。今後原本が日本の大学図書館に収蔵されることがあるかどうかはわからないが、可能性は低そうである。しかしながら、ファクシミリ版やマイクロフォーム形態でなら取り扱う可能性は十分にある。*Mercurius politicus* は、そのファクシミリ版が復刻シリーズの一部として出版されている²⁾。ピューリタン革命期のパンフレット類の宝庫である「トマソン・トラクト」*Thomason tracts*（英国図書館所蔵）や、1620 年代のコラントから『ガゼット』その他の 17 世紀後半の新聞はもちろん、18 世紀・19 世紀の主要新聞や地方新聞がふんだんに収められている「バーニー・コレクション」*Burney collection*（英国図書館所蔵）もマイクロフィルム版が存在している³⁾。こうしたファクシミリ版やマイクロフィルム版の新聞は現在すでに所蔵されているばかりか、今後も収蔵される可能性があり、その複写を扱うことは大いにありうる。そうしたとき、当時の新聞の書誌学的特徴を理解しておく、利用者とのやりとりがスムーズになるだろう。以下はそのための概説である。

新聞の書誌学：ニューズブックとニューズペーパー

17 世紀のイギリスは新聞の勃興期にあたる。前世紀からイギリス社会はニュースを伝えるメディアには事欠かない状態にあった。不定期刊行物であるバラッドしかり、定期の手書きものであるニューズレターしかり。しかし、「ニュースを扱った定期刊行物」としての“新聞”が人々の生活の中に入ってきたのは 1620 年代のことである。当時大陸では三十年戦争が進行中で、宗教的にも政治的にも経済的にもその動向がイギリス人の関心を呼んでいた。当の大陸

* 本稿は 2007 年 11 月 8 日に筆者がおこなった一橋大学社会科学古典資料センター主催第 27 回西洋社会科学古典資料講習会、書誌学Ⅲ「17 世紀イギリスの新聞」の講義において配布した講義資料をもとに、当日の質疑応答の内容を勘案して再構成したものである。

¹⁾ 『上野文庫解題目録：新聞部門（2）』（京都：京都大学経済学部、1961 年）。

²⁾ Webcat によると、2007 年 12 月 3 日現在、金沢大学、九州大学、鹿児島大学、徳島大学、名古屋大学経済学部、明治学院大学の 6 大学に所蔵されている。

³⁾ Webcat では、2007 年 12 月 3 日現在、一橋大学と東京大学法学部に「トマソン・トラクト」が所蔵されているが、「バーニー・コレクション」の方は所蔵している国内の大学図書館はないようである。

ではすでに「コラント」（オランダ語で「新聞」のこと）が刊行されていたが、イギリスでも同種のものが必要とされたのであろう、1620年12月2日、アムステルダムでオランダ語版コラントの英語訳版がイギリス市場向けに出版された。これがイギリスにおける新聞の端緒である。翌年にはロンドンで同種のコラントが発行され、やがて月4回のほぼ週刊で出版されるようになった。

17世紀イギリスで、新聞に当たるものは形態上2種類あった。一つはニューズペーパー newspaper で、これは現在の新聞の直接の祖先である。もう一つはニューズブック newsbook である。1620年代のコラントや1640～50年代の革命期の新聞はもっぱらこのニューズブックの形態であった。1665年発行の『ガゼット』以降、ニューズペーパーが一般的になった。

ニューズブックは文字通り書物形態の新聞である。通常四折り版 quarto で、用紙が1～2枚、つまり8～16頁からなる。当初は、1頁目がタイトル頁で、タイトルその他の出版事項と新聞によっては内容目次が記されている場合が多かった。やがて1頁目の上半分にタイトル等が記され、下半分はすぐに記事となる体裁が普通となった（図1～4）。

一方、ニューズペーパーはブロードシート（一枚物）の新聞である。『ガゼット』の場合、縦11.25インチ×横6.75インチ四方のハーフシート紙葉一枚の形態であったが、中には二折り版 folio の号もあった。紙面は2段（カラム）組両面印刷であったが、表面の右側カラム下段に裏面左側カラム最初の単語がキャッチワードとして印刷されているのが普通で、これはニュー

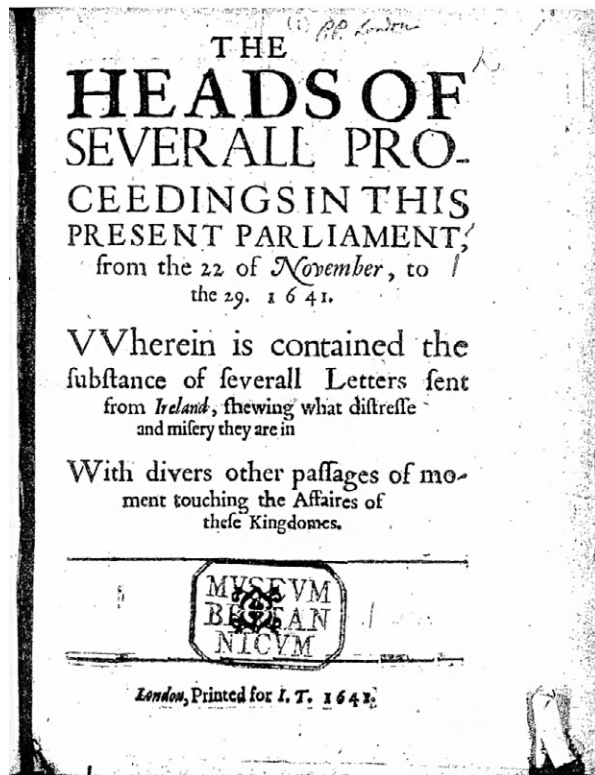


図1 The heads of severall proceedings in this present Parliament, from the 22 of November, to the 29, 1641.

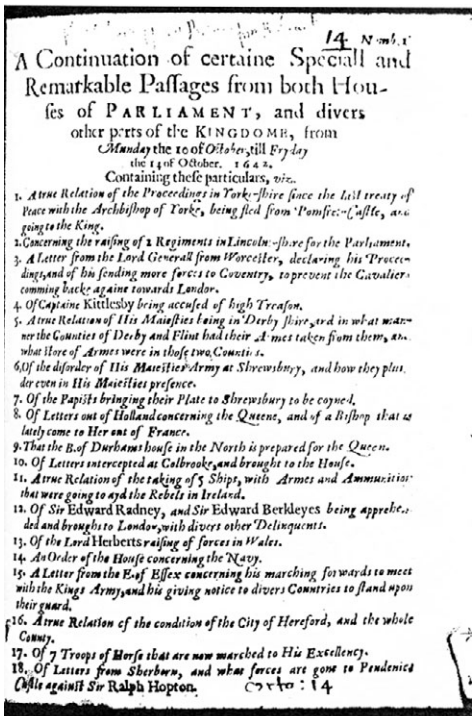


図2 A continuation of certaine speciall and remarkable passages ..., no. 1, 10 Oct. to 14 Oct, 1642. タイトル頁 (左上) と3頁 (右上)。

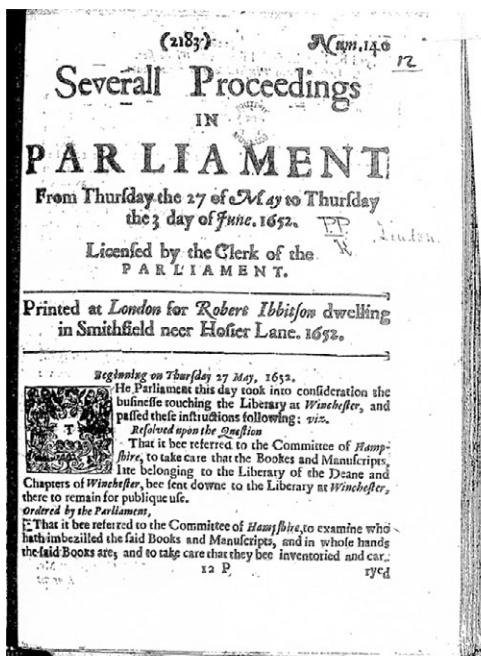
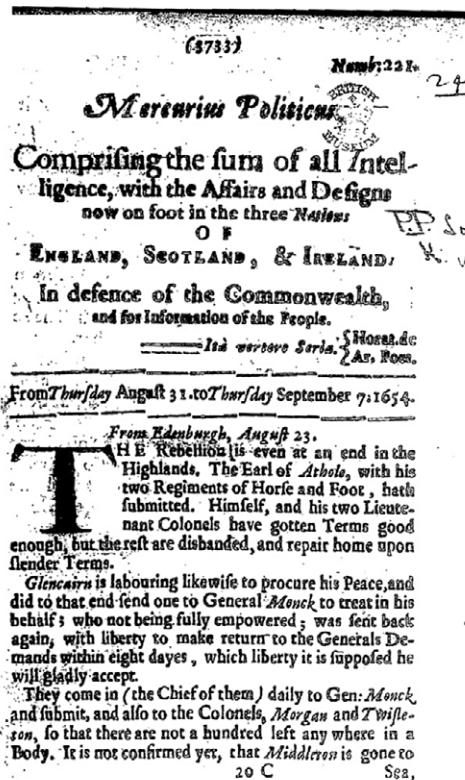


図3 Severall proceedings in Parliament, no. 140, 27 May to 3 June, 1652. タイトル頁 (右上) と最終頁 (左上)。



(3734)

But this is a masterpiece to be despised; Though Peace be made, yet it is interest that keeps Peace; and further than this, Peace is not to be trusted. He showed the great end of the calling this Parliament was, That the work of God may go on. That the Ship of this Commonwealth may be brought into safe Harbours.

He remembered them that they have a great weight upon them, to look to; that the beginnings of that Government may be settled in terms of Honour. That they had before them the consideration of those Foreign States which as yet speak not made with; who if they did see we manage not our Affairs with prudence as becomes men, will retain hopes that we may live under the disadvantages thereof, and break into confusion. He persuaded them to have a patient and gracious, and holy understanding one of another, and put them in mind of the counsel heard that day in order thereunto. And desired them for a conclusion, to believe that he spoke not to them as one that would be a Lord over them, but as one that was resolved to be a fellow-servant with them in the Interest of this great Affair; and so wished them to walk to their House, and exercise their own liberty in the choice of their Speakers.

His Highness having done; the Members went to their House, and having chosen William Lenthall Esq; Master of the Rolls, to be their Speaker, and admitted Mr. Scobell to be their Clerk, and Mr. Birchhead their Sergeant, they appointed a day of Humiliation to be kept September 3. next.

September 5. They appointed a Committee of Privileges. And it was resolved, That no Petition against any Elections of such Members as are already returned for England, or Scotland, shall be received by the Committee for Privileges, after three weeks, from this day.

The rest of the day was spent in Debate, whether the Instrument of Government should be taken into consideration to morrow. It was resolved, That it should.

From Dalkens, Aug. 26.

The expectation here is, that Glencairn, Montrose, Col. Maxwell, and Col. Heriot will accept of the conditions rendered in answer to their desires, as the Earl of Arbroath hath done by his Agent the Earl of Tullibardine; the General commanded that the conditions should not be sent or copied by any, until his Highness the Lord Protector shall have them by the conveyance of M. Downing, who is this morning with them. The Generals Lady came hither on Thursday and himself on Friday last. By the capitulations with those in arms, who sent desires in order to their coming in, the prisoners of theirs (not already sent to the Barbadoes) are to be released.

Westminster, September 6. The Parliament fate most part of the day, and debated somewhat touching the Privilege of the House in Freedom of Debate; which was resolved on. Then the Question was put, Whether the Instrument of Government should be debated in whole or in part; It was resolved it should be considered in parts as they lie, or to this effect: And to morrow they began with the first Article; and the Question that is to come in debate is, Whether the Supreme Legislative Power shall be in a single person and a Parliament?

Licensed and entered according to the Act for Printing.
London, Printed by J. W. Moxon, 1654.

図4 Mercurius politicus, no. 221, 31 Aug. to 7 Sept. 1654. タイトル頁 (右上) と最終頁 (左上)。

ズブック、というより冊子体一般からの継続した特徴である (図5)。

新聞の特徴が刊行の定期性にあることは、その書誌学的特徴からも明白である。まず、ニューズブックの場合、一般にタイトル頁には発行号数が記され、頁番号は通し番号で与えられた。折丁記号も連続しており、号数が増えるにつれ、折丁記号も長大となっていく。これらの特徴は新聞独自のものではなく、雑誌を含む定期刊行物一般に共通したものといえよう。なお、イギリスで雑誌が流行するのは18世紀になってからだが、その形態自体はすでに出来上がっていたことになる。ニューズペーパーでは、発行号数はもちろん記されているが、頁番号はなく、折丁記号はあるものとなないものがあった。また17世紀の新聞に特徴的なのは、その発行日の記載方法である。ほとんどの場合、前回発行された日から今回発行された日までが記される。週刊の場合には、誤植や発行日のずれがないかぎり、毎号7日ずつ加算されていく。

新聞は当初週刊であった。これがピューリタン革命中の官報的新闻によって事実上の週2回発行となる。“事実上”という意味は、マーチャモント・ニーダム編集の二つの新聞 *Mercurius politicus* (1650年6月～1660年4月) と *Public intelligencer* (1655年10月～1660年4月) が別々の曜日、具体的には *Public intelligencer* が月曜に、*Mercurius politicus* が木曜に毎週発行されたからである。官報の発行日が月曜と木曜という慣習はその後の官報にも引き継がれていく。へ



図5 The London gazette, no. 1186, 29 March to 2 April, 1677.

ンリー・マディマンの *Parliamentary intelligencer* (1661 年 1 月から *Kingdomes intelligencer* へと紙名変更; 1659 年 12 月~1663 年 8 月: 月) と *Mercurius publicus* (1660 年 1 月~1663 年 8 月: 木) も, ロジャー・レストレインジの *Intelligencer* (1663 年 8 月~1665 年 1 月: 月) と *Newes* (1663 年 9 月~1666 年 1 月: 木) も, 週 2 回発行となった『ガゼット』もその発行日は月・木であった。週 3 回発行の試みは *Loyal Protestant and true domestick intelligence* (1681 年 3 月~1683 年 3 月: 当初は火・土発行, 1681 年 10 月 20 日の 66 号から木が追加) にみられたが, それが一般化するのには 1695 年以降に発刊された新聞からである。

記事の紙面構成にも特徴があった。1640 年代の新聞の場合, 新聞発行日の 1 週間前 (つまり前号の発行日) から発行日の前日まで, 受信日順に記事が並んでいた。一方, 個々の記事には発信地や発信日がない場合が多かった。これは情報源の問題と大きく関係していた。当時の新聞は, 新聞記者と呼べるような専門スタッフを自前でかかえていることはほとんどなく, ふつうは編集者が記者を兼ねていた。だから取材範囲は当然限られた。1640 年代の新聞はほとんどがロンドン発行だったので, 記事の大半はロンドンを情報源とするものだった。だから,

わざわざ情報源（発信地）記す必要がなかった。もしロンドン以外の場所から入手した情報で手紙のようにその場所と日付が特定できる場合には「発信地・発信日」が記事冒頭に表記されることもあった。しかしそうでなければ省かれた。要するに、1640年代の新聞は編集者がロンドンで入手できた記事を入手順に並べたものだった。

1650年代にはいと、ニーダム編集の *Mercurius politicus* が官報的性質を帯びていく中で、その後の新聞の雛型となる書式が生み出された。つまり、受信日が紙面から消滅し、発信地・発信日だけが個々の記事の冒頭に置かれるという書式である（図4）。これは国务大臣が所管する外交文書を情報源として自由に使えるという「官報」の特権と関係しているようだ。なお、マディマン編集の新聞、とくにかれが編集した初期の『ガゼット』になると、官報の特権である外交文書の利用と並んで、各地にかれ独自の事実上の通信員（記者）がいて、その配信記事（というより手紙）が掲載されていくという仕組みが加わっていく。1680年代の無許可新聞はこの私的な通信員制度を使って、ロンドン以外のニュースを独自に手に入れる仕組みとなっていた。

活字の大きさも一定していなかった。これは基本的に記事内容の重要度によるものであるが、そればかりではなく印刷の都合という場合もあった。ニューズブックでは、頁の終わりの方にある記事は活字が小さい場合が少なくない。これはある程度まで記事を印刷しておいたあと、最新の飛び込み記事などを収めるための措置ではないかと考えられる。また、逆にニュースが少ないときは大きな活字で紙面を埋める「工夫」も行われた。

新聞によっては複数の異なるイシュー issue が残されている場合がある。これは同時に複数の印刷工が印刷していたことを示すものであるが、大部数を刷るためのものであったかは必ずしも定かではない。『ガゼット』の場合、当初はオックスフォードの他、ロンドンでも印刷されていた。第2号から第21号までロンドン版の出版事項は“Oxford, Printed by Leonard Liechfield, and Re-printed at London by Tho. Newcomb over against Baynards Castle in Thames-street. 1665”となっていた。もちろん、ロンドンに移ってからオックスフォード版はなくなった⁴⁾。ただし、ときおり別のイシューも残されており、複数の印刷工を使っていたのはあきらかである⁵⁾。

検閲制度・著作権保護・報道の自由

17世紀イギリスの新聞の盛衰は、政府の出版統制政策と深く関わっている。16世紀以来、イギリスでは政府による出版統制政策のため、新聞は自由な報道ができなかった。1620年代のコラントは海外ニュースしか扱わなかったが、これは国内ニュースの新聞報道を禁じられていたからである。チャールズ1世の親政時代には、その海外ニュースの新聞報道すらも禁止されたため、コラントは廃刊の憂き目にあった。一方、ピューリタン革命の勃発は、政府の出版統制政策を崩壊させ、新聞発行の自由な時代を出現させた。なかでも内戦中の党派的な新聞の登場は、言論には言論で対抗しようという姿勢のあらわれを示すものであった。ただ、内戦が

⁴⁾ はじめ『オックスフォード・ガゼット』*Oxford gazette* と呼ばれていた。1665年の夏、ロンドンでペストが大流行し、宮廷がオックスフォードに移るが、それに合わせて11月16日から発行が始まったため。やがてペストが沈静化し、宮廷がロンドンに戻ると、それとともなって1666年2月5日付の24号から『ロンドン・ガゼット』と改称された。これは官報の名称として現在まで続いている。

⁵⁾ 京都大学総合図書館には、異なるイシューの『ガゼット』1241号（1677年10月8日～11日）が所蔵されている。

終結し、長老派が権力を握るや再び出版統制政策が復活した。

1650年代の共和制・プロテクター制のもとでは、無許可出版物を取り締まる法律の制定で多くの新聞が廃刊に追い込まれたが、その代わりに政府認可の新聞が発行されるようになった。とくにプロテクター制のもとでは政府認可の2紙 *Mercurius politicus* と *Public intelligencer* のみが発行された。官報による情報独占体制の始まりである。プロテクター制が崩壊した1650年代末には一時的に無許可新聞の発行が活発になるものの、王政復古後には事前検閲制度を定めた出版許可法が成立(1662年)し、1663年には検閲官レストレインジ編集の2紙 *Intelligencer* と *Newes*, 1665年には国務次官ウィリアムソン監修の『ガゼット』の発行が始まるなど、出版統制政策と官報による情報独占の体制が復活した。

1670年代末のカトリック陰謀事件と排除法危機は、議会内での党派抗争を生み、そのあおりで出版許可法が失効してしまった。これに乗じて、トーリー、ホイッグそれぞれを支持する無許可新聞が多数登場した。ただ、ホイッグが勢力を失うや政府による出版統制は厳しくなり、1682年秋にはほぼすべての無許可新聞は消滅してしまう。その後、出版許可法が復活し、1688～89年の名誉革命をへても出版統制政策は変更されなかった。革命中、無許可新聞が数紙発行されたが、権力を掌握したオレンジ公ウィリアムは直ちにこれら無許可新聞の弾圧に乗り出した。権利章典は議会内での言論の自由は保障しても、出版・報道の自由を認めることはなかった。ところが1695年、議会内での党派抗争のため再び出版許可法が失効した。政府は法律復活を試みるが果たせず、最後には断念してしまう。結局1695年の出版許可法更新の失敗が事前検閲制度の事実上の廃止となり、それに伴って官報による情報独占時代が終焉を迎えることになる。

出版統制の問題は著作権 copyright の問題と結びついていた。市場経済が全面的に展開する以前の時期には、生産活動はギルドの規制下にあるのが常態であったが、これは印刷出版業についても当てはまった。印刷出版業を規制したギルドはロンドン書籍商組合 *Stationers' Company* である。1557年に王室の特許状を得て法人となって以来、ロンドンのみならずイギリス全体の出版を規制する組織となっていた。政府は印刷工をこの組合員に限るだけでなく⁶⁾、人数や印刷機の数までも規制した。また、政府への誹謗文書や異端文書の頒布を防ぐため、組合に不法文書を取り締まる警察権を与えていた。1662年の出版許可法でも、誹謗文書や異端文書の印刷、輸入、出版が禁じられ、また、親方印刷工は20人に制限され、印刷機は同時に2台以上維持してはいけないと定められた。この書籍商組合が著作権保護にも一躍買っていた。

著作権は二つの方法で得られた。一つは王室から直接特許状を得て印刷する方法である。聖書や祈祷書、賛美歌集、法律書、暦、学校用教材である初級読本『ABC』等々は王室から特許状を得た印刷工(兼書籍商)のみが出版できた。このうち、暦、予言書、初級読本などは大変よく売れるものであったので海賊版が横行し、特許権侵害の罪で処罰される印刷業者が後を絶たなかった。やがて、これらの特許は複数の出版業者の共同所有となり、組合が管理運用するものとなった。そして1603年にはイングリッシュ・ストックとして法人化された。その際、9000ポンドという観念上の資本金が持分によって株式に分割された。株主は理事15人(一口

⁶⁾ 例外として、オックスフォード・ケンブリッジ両大学の教科書の書物にかぎり、両大学から委託された印刷工による印刷が認められた。これがイギリスにおける大学印刷局 *university press* の始まりである。

200 ポンド)、正組合員 30 人(一口 100 ポンド)、職人 60 人(一口 50 ポンド)の 105 人からなった。もう一つは出版前に書籍商組合に申請して、組合から「出版許可」を得たことを登録簿に登録する方法である。これは組合自体が組合員たちの過度の競争を抑えるための制度として導入したものである。

1643 年の印刷物取り締まりのための布告では、統制の主体が国王から議会に移り、出版物の刊行にはすべて議会任命の検閲官による検閲が必要となり、書籍商組合での登録も必要となった。この年の内に *Mercurius civicus* などの 9 つの新聞が組合に登録された。この制度によって、従来は号によって変動していた新聞のタイトルが登録のために整理され統一されるようになった。

1662 年の出版許可法では、検閲官は国务大臣に下に置かれた。第 2 条の規定で、書籍商組合に最初に登録したものか、法律書については大法官の許可を得たもの、歴史書・国事関係の書物は国务大臣の許可を得たもの、紋章書は紋章院総裁または部長の許可を得たもの、その他カンタベリー大主教とロンドン主教の許可を得たもの以外はいかなる書物等を印刷してはならないと定められた。したがって、こうした版權をえずに新聞を発行すれば、それは「無許可」新聞となった。イギリス革命期の新聞はほとんどが無許可新聞であり、1680 年前後の新聞も名誉革命期の新聞も『ガゼット』を除けばみな無許可新聞であった。

出版統制政策に由来する書誌学的特徴としては、新聞の発行年(月日)と発行場所、発行人(印刷工)が明記されなければならなかったことである。1643 年の布告では印刷工の氏名の明記が義務づけられ、さらに 1649 年の印刷制限法では、タイトル頁に著者名(とその身分・住所)かあるいは検閲官名、および印刷工の氏名と住所の印刷が義務づけられた⁷⁾。出版事項はタイトル頁下に印刷されるのが当時の出版物の常であるが、タイトル頁のついていた初期の新聞もこの書式に則っている。しかし、タイトル等が最初の頁の上半分程度しか占めなくなってくると、出版事項は最終頁の最終行に印刷されるものが出てくるようになり、やがてそれが常態となる。これはニューズペーパーになっても踏襲される。

ニューズブックであれニューズペーパーであれ、「正規」の出版物であろうとするとこれらの事項の印刷が必要であり、これがなされていないものは基本的に地下出版の可能性が高い。地下出版の場合には発行人や印刷工が特定されては困るので、発行場所と発行年のみという場合が多い。

また、政府から版權(出版許可)を得た新聞の場合には、その旨を示す文言がタイトルの一部か、文書末に印刷されている。1650 年代末 *Mercurius politicus* と *Publick intelligencer* はともにタイトルの一部に“Published by Order of Parliament”と印刷されていたし、マディマン編集の *Parliamentary intelligencer* には一時“Published by Order of the Council of State”と印刷され、王政復古後にはたんに“Published by Order”とだけ記された。『ガゼット』も“Published by Authority”の文字が刻まれていた。

⁷⁾ もっとも、印刷工がロンドン書籍商組合員に限られているので、出版事項の発行場所がロンドン以外であることは稀である。ロンドン以外の発行場所としては、組合の統制力が弱まったピューリタン革命期、とくに内戦中にいくつかの地方都市が登場するのを除けば、1649 年の印刷制限法で例外規定とされ 1662 年の出版許可法で追認されたヨークか、両大学都市のみである。

おわりに

最後に、当時の新聞がどの程度受容されていたのかについて説明しておこう。まず発行部数は次の通り。イギリス革命以前のコラントが印刷の最小単位である 250 部から 500 部ぐらい、多く見積もっても 850 部ぐらいであった。革命期も同様の部数で、1000 部に達していたのは少数の新聞のみだった。例えば、王党派の機関紙として有名な *Mercurius aulicus* は 1500 部、一方、議会派の機関紙でニードム編集の *Mercurius Britannicus* が 500 部だったという。『ガゼット』は 1666 年 10 月 8 日号 (93 号) が 1 万 2960 部、11 日の 94 号は 1 万 5552 部であったとされる。1705～6 年頃、印刷部数約 1 万 1000 部、うち寄贈 950 部、販売部数約 7000～9000 部、売れ残り約 2000～2500 部という見積もりもある。いずれにしても、『ガゼット』は当時としては例外的な発行部数であり、それ以外はもっと少なかった。

新聞は書店や行商人を通じて入手できた。価格はニュースブックであれニューズペーパーであれ一部 (用紙 1 枚分) 1 ペニーが普通で、ページ数 (というよりも用紙数) が増えると価格が上昇した。これは 17 世紀の標準的な農民家族が毎週購入するのに十分な価格であり、標準的な労働者家族が生活を少し切りつめれば何とか毎週購入できる価格であった。ただ、17 世紀後半にイギリス各地で大流行したコーヒーハウスが新聞やニューズレターの無料閲覧を提供するようになり、伝統的な社交場である宿屋や居酒屋なども同様のアメニティをそろえるようになった。1680 年当時、コーヒー一杯 1 ペニー、エール 1 パイント 1 ペニーを支払えば、いくつもの新聞やニューズレター、パンフレット類を自由に読むことができたのだ。

一方、当時の識字率は決して高くはない。全国平均で 30%といわれている。だが、当時の初等教育のあり方から、文字を書けなくても読める人は貧しい人々を中心に少なからず見られたし、また当時の読書のあり方をみると、文字が読める人がいればその人がその周りの人々に読み聞かせることで、文字を読めない人も新聞の内容を知ることができた。なので、新聞はメディアの一つとして 17 世紀後半のイギリス人の生活のなかに深く浸透していた。

(北海道教育大学札幌校准教授)

補記

17 世紀イギリスの新聞の書誌を知るための最適のツールは下記のショートタイトルカタログである。

Carolyn Nelson and Matthew Seccombe, eds., *British newspapers and periodicals 1641-1700: a short-title catalogue of serials printed in England, Scotland, Ireland, and British America* (New York: The Modern Language Association of America, 1987) .

1640 年以前については、STC を参照のこと。

参考文献

芝田正夫『新聞の社会史』(晃洋書房, 2000 年)

石井 健『新聞の中のアメリカ植民地』(北海道教育大学, 2007 年)

C. H. Firth and R. S. Rait, eds., *Acts and ordinaces of the Interregnum 1642-1660* (London, 1911). 3 Vols.

The Statutes of the realm: printed by command of His Majesty King George the Third (Buffalo, N. Y., 1993). 11 Vols.

Bob Clarke, *From Grub Street to Fleet Street* (Aldershot, 2004).
Joad Raymond, *Pamphlets and pamphleteering in early modern Britain* (Cambridge, 2003).
Joad Raymond, *The invention of the newspaper* (Oxford, 2005).
James Sutherland, *The Restoration newspaper and its development* (Cambridge, 1986).
P. M. Handover, *A history of the London gazette* (London, 1965).

図版出典

図 1 ～ 4 : British Library, Thomason tracts.

図 5 : Joad Raymond, *Pamphlets and pamphleteering in early modern Britain*.